

スポーツ基本計画



写真：杉本哲夫/
アフロスポーツ



スポーツが**活力**ある**日本**をつくる!



文部科学省

「スポーツ基本計画」が策定されました

平成24年3月、「スポーツ基本法」に基づく「スポーツ基本計画」が初めて策定されました。同計画では「スポーツ基本法」に示された理念の実現に向け、平成24年度から10年間のスポーツ推進の基本方針と5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策が示されています。

今回の計画の策定にあたっては、文部科学大臣から諮問を受け、中央教育審議会において約半年間集中的に審議がなされたほか、スポーツ推進会議において関係行政機関間の調整が行われました。

スポーツ基本法

平成23年6月、50年ぶりに「スポーツ振興法」が全面改正され、「スポーツ基本法」が制定されました。同法においては、スポーツ界における透明性、公平・公正性の向上の要請や障害者スポーツの発展、国際化の進展等スポーツを取り巻く現代的課題を踏まえ、スポーツに関する基本理念が示されるとともに、文部科学大臣が「スポーツ基本計画」を定めることと規定されています。



日本ホッケー協会提供



写真提供：共同通信社

I スポーツの果たす役割とスポーツを通じて目指す社会

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすという内在的な価値を有するとともに、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上など、国民生活において多面にわたる役割を担うものです。

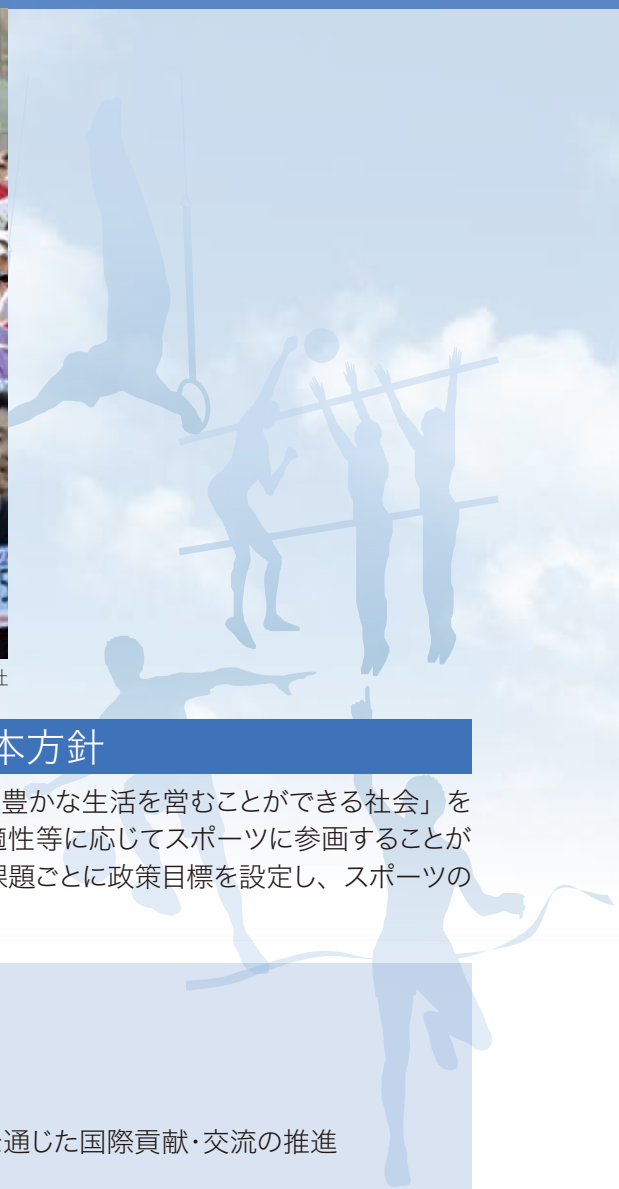
「スポーツ基本計画」では、このようなスポーツの果たす役割の重要性を踏まえ、「スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」の創出を目指していくことが必要であるとされ、その具体的な社会の姿として「スポーツ基本計画」には以下の5つが掲げられています。

- ① 青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会
- ② 健康で活力に満ちた長寿社会
- ③ 地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会
- ④ 国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会
- ⑤ 平和と友好に貢献し、国際的に信頼され、尊敬される国

また、こうした社会の実現には、国をはじめ、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者など、スポーツに関する多様な主体が連携・協働して、スポーツの推進に取り組んで行くことが重要であるとされています。



写真提供：共同通信社



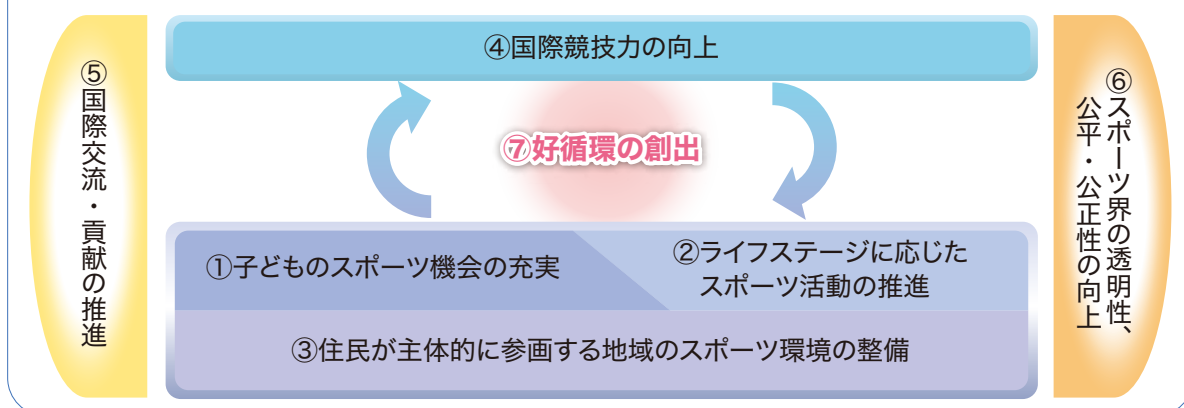
Ⅱ 今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針

スポーツ基本計画では、「スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」を創出するため、「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題とし、次の7つの課題ごとに政策目標を設定し、スポーツの推進に取り組み、スポーツ立国の実現を目指すこととしてます。

- ①子どものスポーツ機会の充実
- ②ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ③住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- ④国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- ⑤オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進
- ⑥スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- ⑦スポーツ界の好循環の創出

■ 計画の全体像 ■

年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じて
スポーツに参画することができるスポーツ環境を整備



<計画の推進>

- 国民の理解と参加によるスポーツの推進
- 関係者の連携・協働による計画的・一体的推進
- スポーツの推進に係る財源確保と効率的な活用
- 計画の進捗状況の検証と見直し

1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

政策目標

子どものスポーツ機会の充実を目指し、学校や地域等において、すべての子どもがスポーツを楽しむことができる環境の整備を図る。

そうした取組の結果として、今後10年以内に子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回ることができるよう、今後5年間、体力の向上傾向が維持され、確実なものとなることを目標とする。

(1) 幼児期からの子どもの体力向上方策の推進

- 「全国体力・運動能力等調査」に基づく体力向上のための取組の検証改善サイクルの確立
- 幼児期における運動指針をもとにした実践研究等を通じた普及啓発

(2) 学校の体育に関する活動の充実

- 体育専科教員配置や小学校体育活動コーディネーター派遣等による指導体制の充実
- 武道等の必修化に伴う指導力や施設等の充実
- 運動部活動の複数校合同実施やシーズン制による複数種目実施等、先導的な取組の推進
- 安全性の向上を図るための学校と地域の医療機関の専門家との連携の促進、研修の充実
- 障害のある児童生徒への効果的な指導の在り方に関する先導的な取組の推進

(3) 子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実

- 子どものスポーツ参加の二極化傾向に対応した、総合型クラブやスポーツ少年団等における子どものスポーツ機会を提供する取組等の推進
- 運動好きにするきっかけとしての野外活動やスポーツ・レクリエーション活動等の推進



2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等のライフステージに応じたスポーツ活動の推進

政策目標

ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備を推進する。

そうした取組を通して、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人(65%程度)、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人(30%程度)となることを目標とする。また、健康状態等によりスポーツを実施することが困難な人の存在にも留意しつつ、成人のスポーツ未実施者(1年間に一度もスポーツをしない者)の数がゼロに近づくことを目標とする。

(1) ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

- ライフステージに応じたスポーツ活動の実態を把握する調査研究等の実施
- 年齢、性別等ごとに日常的に望まれる運動量の目安となる指針の策定
- 地域のスポーツ施設が障害者を受け入れる際の手引きや用具等の開発・研究の推進
- スポーツボランティア活動に関する事例紹介等の普及・啓発の推進
- 旅行先で気軽に多様なスポーツに親しめるスポーツツーリズムの推進によるスポーツ機会の向上

(2) スポーツにおける安全の確保

- 全国的なスポーツ事故・外傷・障害等の実態を把握し、その予防を可能にするスポーツ医・科学の疫学的研究の取組を推進
- スポーツ指導者等を対象とした、スポーツ事故・外傷・障害等に関わる最新の知見を学習する研修機会を設けるなどの取組の推進
- AED設置や携行等のAED使用の体制整備を図るよう普及・啓発



3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

政策目標

住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ指導者・スポーツ施設の充実等を図る。

(1) コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進

- 各地域の実情に応じたきめ細やかな総合型クラブの育成促進
- 総合型クラブへの移行を指向する単一種目の地域クラブ等への支援拡大
- 総合型クラブの創設・自立・活動を一体的にアドバイスできる「クラブアドバイザー（仮称）」の育成

(2) 地域のスポーツ指導者等の充実

- 大学、日本体育協会、日本レクリエーション協会、日本障害者スポーツ協会等によるスポーツ指導者やマネジメント人材養成の支援
- 指導者の養成・活用の需要を把握し、効果的な活用方策を検討・普及啓発
- 地方公共団体におけるスポーツ推進委員への熱意と能力のある人材の登用の促進、研修機会の充実

(3) 地域スポーツ施設の充実

- 学校体育施設の地域との共同利用化に関する先進事例の普及・啓発
- 健常者と障害者がともに利用できるスポーツ施設の在り方について検討

(4) 地域スポーツと企業・大学等との連携

- 地方公共団体、企業、大学の連携・協働による、スポーツ医・科学研究や人材の交流、施設の開放、スポーツを活用した地域振興等の推進
- 健常者と障害者が同じ場所でスポーツを行う方法やスポーツ障害・事故防止策等について、大学等での研究成果や人材を活用する取組を推進



写真提供：栃木県 いきいきクラブ上三川

4. 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備

政策目標

国際競技力の向上を図るため、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てるというオリンピズムの根本原則への深い理解に立って、競技性の高い障害者スポーツを含めたトップスポーツにおいて、ジュニア期からトップレベルに至る体系的な人材養成システムの構築や、スポーツ環境の整備を行う。

その結果として、今後、夏季・冬季オリンピック競技大会それぞれにおける過去最多を超えるメダル数の獲得、オリンピック競技大会及び各世界選手権大会における過去最多を超える入賞者数の実現を図る。これにより、オリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、夏季大会では5位以上、冬季大会では10位以上をそれぞれ目標とする。

また、パラリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、直近の大会（夏季大会17位（2008／北京）、冬季大会8位（2010／バンクーバー））以上をそれぞれ目標とする。

(1) ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化

- 国内競技連盟等へのナショナルコーチ等の専門的なスタッフの配置の支援
- スポーツ医・科学、情報分野等による支援や競技用具等の開発等からなる多方面からの高度な支援（マルチ・サポート）の実施
- 女性スポーツの情報収集や女性特有の課題解決の調査研究を推進
- 企業スポーツ支援のため、トップアスリート強化に貢献する企業への表彰等を実施
- 競技性の高い障害者スポーツについてトップアスリートの発掘・育成・強化の推進

(2) スポーツ指導者及び審判員等の養成・研修やキャリア循環の形成

- 日本オリンピック委員会におけるナショナルコーチアカデミーや審判員・専門スタッフ等の海外研さんの機会の充実・確保を支援



写真提供：国立スポーツ科学センター

- 国内競技連盟等における、国内外で人材が活躍できる派遣システムの構築

(3) トップアスリートのための強化・研究活動等の拠点構築

- オリンピック競技大会の結果等の分析を踏まえつつ、ナショナルトレーニングセンター及び国立スポーツ科学センターを強化
- ナショナルトレーニングセンターの中核拠点と競技別強化拠点との連携・協力を図り、効果的にアスリートの競技力強化ができる環境を整備

5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進

政策目標

国際貢献・交流を推進するため、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てるというオリンピズムの根本原則への深い理解に立って、オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会等の国際競技大会等の積極的な招致や円滑な開催、国際的な情報の収集・発信、国際的な人的ネットワークの構築等を行う。

(1) オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等

- 我が国開催の国際競技大会の円滑な実施に向け、海外への情報発信や海外からのスポーツ関係者の受け入れ等の支援、国立霞ヶ丘競技場等の施設の整備・充実

(2) スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進

- スポーツ界における人材派遣・交流等を通じた国際的なネットワークの構築
- ドーピング防止活動における国際的な連携の維持・強化
- 指導者の派遣や関連機材供与等、スポーツ分野における人的・物的な国際交流・貢献の推進
- 市民レベルのスポーツ大会への人材派遣・受け入れ等による市民レベルでの国際交流の推進



写真提供：フォート・キンモト



写真提供：共同通信社

6. ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

政策目標

スポーツ界における透明性、公平・公正性の向上を目指し、競技団体・アスリート等に対する研修やジュニア層への教育を徹底するなどドーピング防止活動を推進するための環境を整備するとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し組織運営の透明化を図るほかスポーツ紛争の仲裁のための基礎環境の整備・定着を図る。

(1) ドーピング防止活動の推進

- 日本アンチ・ドーピング機構における、国際的な水準の検査・調査体制の充実、検査技術・機器等の研究開発や、国際的な動向を踏まえた今後の規制の在り方について調査・研究を実施
- 競技団体、アスリート等に対するアウトリーチプログラムや学校におけるドーピング防止教育の充実

(2) スポーツ団体のガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組の推進

- 組織運営体制の在り方についてのガイドラインの策定・活用
- スポーツ団体における、運営の透明性の確保やマネジメント機能強化

(3) スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた取組の推進

- スポーツ団体・アスリート等の仲裁・調停に関する理解増進、仲裁人等の人材育成の推進
- スポーツ団体の仲裁自動受諾条項採択等、紛争解決の環境を整備

7. スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

政策目標

トップスポーツの伸長とスポーツの裾野の拡大を促すスポーツ界における好循環の創出を目指し、トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働を推進する。

(1) トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

- ・地域において次世代アスリートを発掘・育成する体制を整備し、将来、育成されたアスリートが地域の指導者となる好循環のサイクルを確立
- ・拠点クラブに優れた指導者を配置し、周辺クラブへの巡回指導等を実施
- ・トップアスリート等に対して「デュアルキャリア※」に関する意識啓発を行うとともに、奨学金等のアスリートのキャリア形成のための支援を推進
- ・小学校体育活動コーディネーターの派遣体制の整備支援

(2) 地域スポーツと企業・大学等との連携

- ・地方公共団体、企業、大学の連携・協働による、スポーツ医・科学研究や人材の交流、施設の開放、スポーツを活用した地域振興等の推進
- ・健常者と障害者が同じ場所でスポーツを行う方法やスポーツ障害・事故防止策等について、大学等での研究成果や人材を活用する取組を推進



写真提供：NPO 法人クレンサ・スポーツ・アカデミー



©保高幸子

※デュアルキャリアとは、トップアスリートとしてのアスリートライフ（パフォーマンスやトレーニング）に必要な環境を確保しながら、現役引退後のキャリアに必要な教育や職業訓練を受け、将来に備えるという考え方。

IV

施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

(1) 国民の理解と参加の推進

国、独立行政法人、地方公共団体及びスポーツ団体は、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、国民の参加・支援を促進するよう努力する。

(2) 関係者の連携・協働による計画的・一体的推進

スポーツ団体等の主体的な連携・協働が期待される。また、国は、「スポーツ基本法」の規定によるスポーツ推進会議において関係行政機関の連絡調整を行うほか、スポーツ庁の設置等行政組織の在り方を検討し、必要な措置を講じる。地方公共団体においても、首長部局や教育委員会等スポーツを所管する組織間の連携の強化が期待される。

(3) スポーツの推進のための財源の確保と効率的・効果的な活用

国の予算措置の充実、民間資金の導入とその効果的な活用を図る。また、スポーツ振興投票制度の売り上げの向上や、業務運営の効率化による収益拡大に努める。

(4) 計画の進捗状況の検証と計画の見直し

計画期間中に進捗状況の不断の検証を行い、次期計画策定時の改善に反映させる。また、計画の進捗状況や施策の効果を適切に点検・評価する方法や指標等の開発を図る。

スポーツ基本法について

- ◆平成23年6月、「スポーツ振興法」を50年ぶりに全面改正する「スポーツ基本法」が成立（同年8月施行）。
- ◆「スポーツ基本法」に基づき、初めての「スポーツ基本計画」を策定（平成24年3月）。

前文

スポーツは世界共通の人類の「文化」と位置付けた上で、**スポーツの意義や役割、効果等**を明記

第1章

総則

- 目的、基本理念
- 国、地方公共団体の責務
- スポーツ団体の努力
- 国民の参加・支援の促進
- 関係者相互の連携・協働
- 法制上、財政上等の措置

地域スポーツと競技スポーツの好循環の必要性を明記

「**スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利**」と規定

プロスポーツや**障害者スポーツ**を明記

スポーツ団体の運営の透明性の確保を定め、**スポーツ団体のガバナンス**を明記

第2章

スポーツ基本計画等

- **スポーツ基本計画**
- 地方スポーツ推進計画

文部科学大臣は、**「スポーツ基本計画」**を策定し、総合的・一体的・効果的に施策を推進

スポーツに関する紛争の迅速・適正な解決など、**スポーツを行う者の権利利益の保護に配慮**した規定を整備

第3章

基本的施策

- 基礎的条件の整備等
- 多様なスポーツ機会の確保のための環境整備
- 競技水準の向上等

地域スポーツの意義・理念、**新しい公共の担い手となる「地域スポーツクラブ」**を明記

ドーピング防止活動、国際競技大会の招致・開催等、時代の変化に対応した施策を新たに規定

第4章

スポーツ推進に係る体制整備

- スポーツ推進会議
- 地方公共団体のスポーツ推進審議会等
- スポーツ推進委員

政府に関係行政機関で構成する**スポーツ推進会議**を設置

地方分権の観点から、地方公共団体に係る義務付けを廃止

第5章

国の補助等

「体育指導委員」を「**スポーツ推進委員**」に変更

附則

スポーツ庁、スポーツに関する審議会の設置等行政組織の在り方について検討



文部科学省

問い合わせ先

文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課スポーツ政策企画室
〒110-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 電話番号：03-5253-4111（代表）

～文部科学省ホームページに、スポーツ基本計画が掲載されています。～

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/plan/

2012年5月発行